

# 新大宮ナイトヘルパーステーション 利用契約書

\_\_\_\_様(以下、「契約者」という)と 社会福祉法人七野会(以下、「事業者」という)は契約者が新大宮ナイトヘルパーステーションから提供される訪問介護サービスについて、次のとおり契約します。

## (契約の目的)

第1条 事業者は、介護保険法令の趣旨にしたがい、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるようにするための夜間対応型訪問介護サービスを提供します。

2 事業者が契約者に対して実施する夜間対応型訪問介護サービス内容、利用日、利用時間、契約期間、費用等の事項は「夜間対応型訪問介護計画書」に定めるとおりとします。

## (契約期間)

第2条 本契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了までとします。

2 契約満了の7日前までに契約者から事業者に対して文書により契約終了の申し出がない場合は、契約は更新されたものとします。

## (訪問介護計画の決定・変更)

第3条 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)に沿って契約者の夜間対応型訪問介護計画を作成し、同意を得たうえで決定するものとします。

2 事業者は、居宅サービス計画(ケアプラン)が変更された場合、もしくは契約者及び家族等から変更の要請があった場合に十分に協議をしたうえで夜間対応型訪問介護計画を変更するものとします。

3 事業者は、夜間対応型訪問介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

## (夜間対応型訪問介護サービスの提供)

第4条 事業者はあらかじめ利用者の心身の状況、その置かれている環境等を把握した上で、利用者からの通報を受け、通報内容を基に訪問介護員の要否等を判断するサービスやオペレーター等からの随時の連絡に対応して行う訪問サービスを提供します。

2 事業者が提供する夜間対応型訪問介護サービスの具体的内容、介護保険適用の有無については、別紙「重要事項説明書」及び「夜間訪問介護計画書」のとおりとします。

## (運営規程の遵守)

第5条 事業者は、別に定める運営規定に従い、必要な人員を配置して、契約者に対して、

本契約に基づくサービスを提供することとします。

- 2 契約における運営規程については、事業者、契約者ともに遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、契約者に対して事前に説明することとします。
- 3 契約者は、前項の変更不同意である場合には、本契約を解除することができます。

(利用料金の支払い)

第6条 契約者は、「重要事項説明書」に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとしてします。

- 2 サービス利用料金は、1ヶ月毎に計算し、契約者はこれを翌月末日までに支払うものとしてします。

(サービス利用の変更)

第7条 契約者は利用期日前において、夜間対応型訪問介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、サービス実施の24時間前までに事業者へ通知するように努めるものとしてします。

- 2 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとしてします。

(利用料金の変更)

第8条 事業者は契約者に対して、1ヶ月までに文書で通知することにより、利用料金の変更を申し入れることができることとしてします。

- 2 契約者は、前項の変更不同意である場合には本契約を解除することができることとしてします。

(事業者及びサービス従事者の義務)

第9条 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって契約者の生命・身体・生活環境の安全・確保に配慮するものとしてします。

- 2 事業者は、契約者に対する夜間対応型訪問介護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者又は代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、又はその複写物を交付するものとしてします。
- 3 事業者及びサービス従事者は、夜間対応型訪問介護サービスを提供するうえで知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。

(損害賠償)

第10条 事業者は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとしてします。

(契約の終了)

第11条 契約者は、本契約の有効期間中、契約希望終了日の7日前までに事業者に通知することによって、本契約を解除することができるものとします。但し、契約者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。

2 契約者は、事業者及びサービス従事者が以下の行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- (1) 事業者及びサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める訪問介護サービスを実施しない場合
- (2) 事業者及びサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者及びサービス従事者が契約者もしくはその家族等に対して社会通念を著しく逸脱する行為を行った場合

3 事業者は契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- (1) 契約者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告期間が30日を越えたにもかかわらずこれが支払われない場合。
- (2) 契約者もしくはその家族等が事業者及びサービス従事者に対して本契約を継続しがたいほどの著しい不信行為を行った場合。

4 次の事由に該当した場合は、本契約は自動的に終了することとします。

- (1) 契約者が介護保険施設を利用した場合
- (2) 契約者の要介護認定区分が自立・要支援と認定された場合
- (3) 契約者が死亡した場合

(苦情処理)

第12条 事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(協議事項)

第13条 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、事業者と契約者が誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

契約者 住所  
氏名 印

署名代筆者 住所  
氏名 印

(本人との関係)

住 所 京都市北区紫竹西南町65-34  
事業者 社会福祉法人 七野会  
事業所名 新大宮ナイトヘルパーステーション  
代表者名 理事長 井上 ひろみ 印

## 「新大宮ナイトヘルパーステーション」重要事項説明書

当事業所は御契約者に対して指定夜間対応型訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容・契約上、ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

新大宮ナイトヘルパーステーション

京都市指定 第90100033号

### 1. 事業者

法人名 社会福祉法人七野会  
電話番号 075-466-5095  
代表者氏名 理事長 井上 ひろみ  
設立年月日 昭和60年 7月 24日

### 2. 事業所の概要

種類 指定夜間対応型訪問介護事業所  
事業の目的 指定夜間対応型訪問介護は、介護保険法令に従い、ご契約者が居宅において可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、サービスを提供します。  
名称 新大宮ナイトヘルパーステーション  
所在地 京都市北区紫竹西南町65-34  
電話番号 075-492-3978  
管理者名 駒居 享生  
運営方針 事業所の訪問介護員等は要介護者等の心身の特性をふまえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、夜間において通報によりその者の居宅を訪問し、排泄の介護、日常生活上の緊急時の対応その他の夜間において安心してその居宅において生活を送ることができるよう援助を行う  
事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。  
開設年月日 平成 18年5月1日

### 3. 通常の事業の実施地域

京都市北区、上京区、中京区全域  
右京区の丸太町通以北・府道 29 号以南・国道 162 号線以東の地域  
左京区の北山通以南・高野川以西の地域  
宝ヶ池通以西・松ヶ崎西山以南の地域

4. 営業日及び営業時間

営業日 日曜日～土曜日  
 営業時間 午後18時00分～翌午前8時00分

(新大宮ナイトヘルパーと契約することで上記の時間の緊急時の訪問を行います)

5. 職員の体制(職員の配置については指定基準を満たしております)

職種	資格	人員	職務の内容
管理者 (兼務)	介護福祉士	1名 (1名)	職員を指導監督し適切な事業の運営をはかるよう統括する
オペレーター	介護福祉士 看護師	(6名) 2名	内容をお聞きし、必要と判断すればヘルパーの要請、必要に応じ関係機関への連絡等を行う
面接相談員 (兼務)	介護福祉士	(6名)	訪問介護の利用申込みに係る調整、訪問介護員などに対する技術指導、訪問介護計画の作成などを行う
訪問介護員	介護福祉士	(25名)	事業の目的にあたる内容を実施する
	訪問介護員養成研修1級課程修了者	0名	
	介護養成研修2級課程修了者(ヘルパー2級)	6名	

( )内は、他業務と兼務している員数

6. 利用料金表 (自己負担額の目安として)

○利用者負担1割の方の利用料金

基本夜間対応型訪問介護費(1ヶ月あたり)	1,247円(1025単位)
定期巡回サービス費(1回につき)	470円(386単位)
随時訪問サービス費(I)(1回につき) 訪問介護員1人が訪問した場合	716円(588単位)
随時訪問サービス費(II)(1回につき) 訪問介護員1人の介護が困難な場合2人で訪問した場合	964円(792単位)

○利用者負担2割の方の利用料金

基本夜間対応型訪問介護費(1ヶ月あたり)	2,494円(1025単位)
定期巡回サービス費(1回につき)	939円(386単位)
随時訪問サービス費(I)(1回につき) 訪問介護員1人が訪問した場合	1,431円(588単位)
随時訪問サービス費(II)(1回につき) 訪問介護員1人の介護が困難な場合2人で訪問した場合	1,927円(792単位)

○利用者負担3割の方の利用料金

基本夜間対応型訪問介護費(1ヶ月あたり)	3,741円(1025単位)
定期巡回サービス費(1回につき)	1,409円(386単位)

随時訪問サービス費（Ⅰ）（1回につき） 訪問介護員1人が訪問した場合	2, 146円（588単位）
随時訪問サービス費（Ⅱ）（1回につき） 訪問介護員1人の介護が困難な場合2人で訪問した場合	2, 891円（792単位）

\*上記、料金には介護職員処遇改善加算（Ⅰ）の13.7%が含まれています。

\*24時間通報加算 1月610単位

夜間対応型訪問介護の営業時間外（8時～18時）に緊急コールされた場合の応答や訪問調整、ケアマネジャーなどの連絡などを対応させていただきます。

\*上記の1回あたりの自己負担額は、端数整理の為、月単位で若干の誤差が生じます。

\*通常、基本費は1ヶ月1025単位となりますが、利用開始月と利用終了月は日割り計算となります。

\*1月在宅におられない月の場合は、利用料は発生しません。但し、月の途中で入院やショートステイをご利用された場合は、基本利用料が発生します。

#### 7・サービスの開始・サービス利用の終了

契約日から利用開始となります。終了日は申し出により終了日が決まります。

#### 8・その他の経費

- ・ケアコールの端末は電話回線に設置しますが、ご利用者宅から事業所への通報に係る通信料はご利用者負担となります。
- ・3ヶ月ごとのモニタリングやその他必要に応じて行う機器のテストに係る通信料も、ご利用者負担となります。
- ・固定電話の場合は、ご利用者ごとの契約内容によって通信料は変化します。
- ・携帯の端末をご利用されている方は、午後9時から午前1時の間のご利用者から事業所への通報に係る通信料は、ご利用者の負担となります。
- ・訪問介護サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。
- ・通常の事業の実施地域を越えてサービスを実施する場合には、交通費として以下の料金をいただきます。

通常の実地地域を越えた地点から、片道1kmあたり30円（税込料金）

#### ☆介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）

厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村に届けた事業所が利用者に対し事業を実施した場合、当該基準に掲げる区分に従い総単位数の4.2%を加算して、お支払い金額とさせていただきます。

#### 9. 利用料金のお支払い方法

利用料金は1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月末日までに以下の方法でお支払いください。

- ・事業所に直接お支払い
- ・郵便振替で送金

- 口座 「01020-9-82287」社会福祉法人 七野会
- ・指定郵便口座からの自動引き落とし

## 10・その他ご利用に関すること

### (緊急時の対応)

契約時に決めている内容での対応になります。あらかじめの取り決めがない場合は救急車を呼びます。その場合、ヘルパーは救急車には乗車できません。

### (援助時間)

利用料金は1回あたりの計算になりますが、サービスに要する時間は概ね30分未満を標準的な所要時間と考えております。

### (緊急要請が重なった場合の考え方)

同時に複数のご利用者から緊急コールが重なった時は、緊急性のあることから順番に訪問させていただきます。例) 転倒→排泄→その他

\*特別な利用がある場合は繰り上げて訪問する場合があります。

### (機器類)

- ・ケアコール端末(携帯端末)、ペンダント(電池)、キーボックスの1組は基本料金に含まれています。
- ・追加で貸し出しが必要な場合は、別途レンタル契約をしてください。
- ・契約終了後は、速やかに返却をお願いします。
- ・ご利用者、ご家族の過失により破損、紛失した場合は、実費賠償をしていただくことになります。

### (援助について)

- ・契約のないご家族の介護はできません。

### (モニタリング訪問)

- ・3ヶ月ごと(必要に応じて1ヶ月ごと)に心身の状況を把握するために、面接相談員によるモニタリング訪問を行います。
- ・その際、ケアコール端末(携帯端末)・ペンダント・キーボックスの点検、必要に応じて交換を行います。

### (その他)

- ・深夜等に緊急で訪問するため、ご自宅の玄関等必要な場所の写真撮影をさせていただきます。速やかに訪問するため、それ以外の使用目的はありません。また情報を漏らしません。

## 11. 秘密の保持

- ・事業所職員は、サービス提供をする上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、契約終了後も同様です。
- ・事業所職員は、契約者から予め同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、



契約者及びその家族の個人情報を用いません。

#### 12. サービス提供中の事故発生時の対応について

- ・サービス提供中に事故等が発生した場合には、別途の「緊急時及び事故対応マニュアル」に沿って対応いたします。その際に、利用者およびご家族の安全と権利を守るよう努力すると共に、可能な限り事前に利用者およびご家族の納得、ご了解が得られるようにいたします。
- ・事業所は、本契約に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。  
サービス提供中に事故等が発生した場合には、速やかに京都市へ報告いたします。

#### 13. 損害賠償について

- ・当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を補償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。
- ・ただし、その損害の発生について、利用者に故意または過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を勘案して相当と認められる場合には、事業者は損害賠償責任を減じる場合があります。

#### 14. 苦情・相談の受け付け

- ・当事業所ではご契約者またはご家族の方からの苦情・相談の受け付けをおこなっています。

所在地	京都市北区紫竹西南町65-34		
電話番号	075-492-3979		
FAX	075-492-3983		
苦情受付担当者	サービス提供責任者	溝口	健次
苦情解決責任者	管理者	駒居	享生
受付時間	終日		

- ・運営法人における苦情処理第三者委員による苦情の受付  
第三者委員

小川 栄二（元立命館大学教授）

藤松 素子（佛教大学教授）

電話 075-491-2141（佛教大学）

原田 眞美（認知症の人と家族の会京都府支部世話人）

電話 050-5358-6580

（認知症の人と家族の会京都府支部）

- ・尚、当事業所以外にも居宅介護支援専門員、各区役所、国民健康保険団体連合会でも苦情を受け付けています。

- ・京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-432-1366
- ・京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-441-5106
- ・京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-812-2566

- ・京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-861-1430
- ・京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課 電話 075-702-1071
- ・国民健康保険団体連合会 電話 075-354-9090

15・第三者評価の実施状況 有  
 実施した直近の年月日 令和 3年 10月 18日  
 評価機関 京都市老人福祉施設協議会

令和 年 月 日

指定夜間対応型訪問介護サービスの開始にあたり、本書面にに基づき重要事項の説明を行い交付しました。

新大宮ナイトヘルパーステーション

職名

氏名

印

私は、本書面に基づいて新大宮ナイトヘルパーステーションから重要事項の説明を受け、指定夜間対応型訪問介護サービスの提供開始及び利用料の徴収について同意し、受領しました。また、サービス担当者会議等において利用者及び家族の必要な個人情報の提供についても同意いたしました。

利用者 氏名

印

署名代筆者 氏名

印

(本人との関係)

)